

仕 様 書

1 工事名称

令和7年度長崎地方合同庁舎照明器具取替工事

2 工事概要

(1) 工事場所

長崎県長崎市岩川町16-16

長崎地方合同庁舎 九州農政局長崎県拠点

(2) 工 期

契約締結の日から令和7年11月28日までとする。

(3) 工事種目

電気設備改修 1式

(4) 工事内容

LED照明器具取替工事 1式

(5) 工事数量

別紙1のとおり

(6) 工事施工範囲

工事施工範囲の詳細は、別紙2のとおり

3 工事仕様

- (1) 使用する材料及び施工方法等については、製造元の仕様書等によるものとするが、これにより難しい場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）【令和7年版】」（以下「改修標仕」という。）による。ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）【令和7年版】」による。

なお、適用にあたっては監督職員の確認を受けるものとする。

- (2) 工事に当たっては、事前に監督職員と日程等について協議したうえで実施するものとする。

なお、業務への影響を考慮して、閉庁日（土曜、日曜、祝日）に実施するものとする。

- (3) 仮設及び安全対策については、受注者が労働安全衛生法等に基づいて必要な措置を講じることとし、工事中に発生した事故については、受注者の責任において処理するものとする。

- (4) 工事に当たっては、庁舎等へ損傷を与えないよう適切に養生を行うこととし、万一、庁舎等を損傷させた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の負担により現状に復旧するものとする。
- (5) 工事の完成に際しては、受注者の機器、余剰資材、仮設物等の片付けを行うとともに、現場及び使用した範囲の清掃を行うものとする。
- (6) 現場発生材については、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理するものとする。
なお、処理方法等については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (7) 受注者は、工事終了後速やかに「完成通知書」を監督職員に提出するとともに、完成検査を受けるものとする。また、工事の完成に際して提出する「完成図書」には、着工前、工事中、完了後の状況を撮影した写真を添付することとする。

4 契約代金の支払

受注者は完成検査に合格した後に工事請負代金を請求できるものとする。

発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から40日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払うものとする。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当なため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

5 契約変更

契約締結後、予定数量に増減があった場合は、双方協議の上、契約を変更するものとする。

6 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

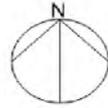
ア みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

ウ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び工事について疑義が生じたときは、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



4 F
北側



整備箇所	仕様等	数量
	LED照明器具 天井直付型 40型 調光対応 32W2灯用相当品 富士型 W230	35台
	LED照明器具 天井埋込型 20型 非調光 16W2灯用相当品	1台
	照度センサー 通信方式:無線通信 電波到達範囲:見通し20m程度	6台
	調光設定リモコン	1台

照明器具数量 36台